

干害対策等特別事業（湛水対策）実施要領

平成19年 1月11日 農村 第23号
農林水産部長

第1 補助の対象

補助の対象は、異常な降水に起因する農地や農業用施設の排水対策を実施した市町、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合とする。

第2 事業の要件

異常な降水に起因する農地や農業用施設の排水対策を実施した地域であって、次の1又は2を満足し、かつ3に規定する運用ルールに基づき事業を実施した場合。

- 1 福井県又は関係市町に災害対策本部が設置された場合。
- 2 知事が必要と認めた場合。
- 3 干害対策等特別事業（湛水対策）の運用ルール（別紙1）に則して事業を実施していること。

第3 補助の措置

1 補助の対象

- (1) 排水機の設置・撤去に必要な経費（排水機の運搬経費及び釜場設置等の工事費並びに補償費を含む）
- (2) 排水機の賃借に係る経費
- (3) 排水機の運転に係る経費（燃料費及び人件費を含む）
- (4) 水路埋設土砂の撤去等、排水機能を緊急的に確保するための工事に係る経費

2 補助対象事業の規模

補助対象事業の規模は、事業主体ごとに1の（1）から（4）に掲げる経費の合計額が10万円以上の場合とする。

3 補助率

40パーセント

第4 事業の範囲

対象事業費の範囲は、排水対策実施のために直接必要な本工事費、付帯工事費、測量及び試験費、補償費、機械器具費、工事雑費とする。ただし異常な降雨に起因する災害復旧として、別途国庫補助対象事業となった経費を除く。

第5 事業費の決定等

1 関係書類等の整備

事業主体は、対策事業を実施した結果に基づき出来高調書、燃料等の購入費、賃借料等の証拠書類その他、対策事業の実施を証する書類並びに写真を整備するものとする。

2 出来高調書の提出

農村振興課所管補助金交付要綱の規定により補助を受けようとする事業主体は、事業申請書（別紙申請様式第1）に出来高調書（別紙様式第1）を添えて、市町を経由し各所管の農林総合事務所長又は嶺南振興局長に提出するものとする。

各農林総合事務所長又は嶺南振興局長は、提出された書類を審査のうえ適当と認めたものに

ついて、事業申請書（別紙申請様式第1）及び出来高調書（別紙様式第1）に総括表（別紙様式第2）を添えて知事に提出するものとする。

3 事業費の決定

知事は、前項の規定により事業申請書等を受理したときは、担当者を現地に派遣し関係書類等により事業の完成状況の調査を行い適正な事業費を決定し、その結果を事業主体に通知するものとする。

第6 事業の実施は、この要領及び農村振興課所管補助金交付要綱に定めるもののほかは、別に定めるものとする。